日本反核法律家協会
2026年総会決議

日本反核法律家協会
（連絡先事務所）
〒359-0044
埼玉県所沢市松葉町11-9ピースセンター
（大久保賢一法律事務所内）
E-mail:jalana.office@gmail.com

2026 総会議案書

I.　情勢の特徴と私たちの課題 1

1　2025 年総会後の核をめぐる情勢の概況 1

2　横行する核兵器による威嚇と拡大する核戦争の危険 2

3　核軍備管理体制の崩壊 5

4　NPT 及び TPNW をめぐる情勢 5

5　非核兵器地帯条約 6

6　核をめぐる日本国内の情勢 6

7　国内司法分野の動向 12

8　情勢のまとめと当協会の役割 13

II.　活動報告と活動方針 15

1　《活動目標》 15

2　《今期活動の成果と特徴、及び次期課題（総論)》 15

3　《活動報告と活動方針（各論)》 16

III.　役員体制 27

I. 情勢の特徴と私たちの課題

1 2025 年総会後の核をめぐる情勢の概況

2026 年 1 月、原子力科学者会報（BAS）は、人類滅亡までの残り時間を示す「終末時計」を、前年より 4 秒進め、午前 0 時まで残り 85 秒とした。これは、1947 年に終末時計が設けられて以来、最も午前 0 時に近い。BAS は、その理由として、核兵器をめぐる対立の激化、ウクライナや中東における戦争、気候変動への対応の停滞、人工知能による偽情報の拡散や軍事利用などを挙げている [1]。

核兵器の量的・質的な軍拡も進んでいる。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の年鑑 2026 によれば、2026 年初頭、核兵器保有国 9 ヵ国は、合計約 1 万 2187 発（昨年より 54 発減）の核兵器を保有しており、うち 9745 発が潜在的に使用可能な軍用備蓄にあり、ミサイルや航空機に配備されている核弾頭は 4012 発（昨年より 100 発増）に上ると推計されている [2]。核兵器の総数そのものは微減しているものの、フランスが核の傘を欧州全域に拡大し核弾頭数の増強を表明したり [3]、中国の核弾頭保有数が 2030 年までに 1000 発に達すると予測されるなど、核兵器国はいずれも核戦力の近代化・増強を続けており、核軍縮の進展とは逆に、新たな核軍拡競争が始まりつつある。

とりわけ重大なのは、米国とロシアの戦略核兵器を制限してきた新戦略兵器削減条約（新 START）が、後継条約のないまま 2026 年 2 月 5 日に失効したことである。これにより、米露両国の戦略核兵器に対する法的拘束力のある上限は、数十年ぶりに存在しない状態となった。米露両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、その核戦力に対する検証及び制限の枠組みが失われたことは、新たな核軍拡と誤算による核使用の危険を著しく高めるものである。加えて、2026 核不拡散条約（NPT）再検討会議は、過去 2 回に引き続き、最終合意文書が採択されず終結した。核兵器をめぐる国々の対立は深刻であると言わざるを得ない。

ロシアによるウクライナ侵略は 5 年目に入り、ロシアによる核兵器を背景とした威嚇や、ザポリージャ原子力発電所をはじめとする核関連施設の安全を脅かす状況が続いている。イスラエルによるガザ地区への攻撃と封鎖も継続し、ガザでは多数の市民が死亡し、住民の大部分が避難を余儀なくされている。2026 年 7 月 1 日時点で、ガザ地区では 7 万 3221 人が死亡し、17 万 3643 人が負傷したと報告されている [4]。

さらに、2025 年 6 月に行われたイスラエル及び米国によるイラン核施設への攻撃に続き、2026 年 2 月以降、両国によるイランへの軍事攻撃が再び行われ、核施設も攻撃の対象とされた。IAEA は、2026 年 2 月以降の軍事衝突によってイラン国内での現地査察に

---

[1] 2026/2/10　Science Portal（内城喜貴）
（https://scienceportal.jst.go.jp/stories/20260210_e01/）

[2] SIPRI HP（https://www.sipri.org/media/press-release/2026/increasing-focus-nuclear-weapons-amid-heightened-escalation-risks-new-sipri-yearbook-out-now）

[3] 笹川平和財団 HP「フランスが核弾頭数を増強、抑止力を欧州に拡大へ
――マクロン大統領演説を分析する」
（https://www.spf.org/iina/articles/yuki_kobayashi_24.html）

[4] 2026/7/12　ARAB NEWS（https://www.arabnews.jp/article/middle-east/article_181573/）

支障を来しており、核物質の所在及び核開発の状況を十分に検証できない状態に置かれている[5]。

このように、核兵器の存在が戦争を防ぐという核抑止論の主張とは反対に、核兵器を保有し、又は核兵器国の「核の傘」に依存する国々の間で、戦争、威嚇及び軍拡が繰り返されている。加えて、スウェーデンやフィンランドといった中立国がNATOの核の傘の下に入ることによって、相互に対立と緊張を増強させている。このように、核兵器は、戦争を防止するどころか、戦争が始まった際の被害を破局的なものとし、外交的解決を困難にする要因となっている。

他方、核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の使用及び威嚇の違法性と非人道性を明確にし、被害者援助及び環境修復を含む核廃絶の具体的な枠組みを発展させている。2026年11月30日から12月4日には、ニューヨークの国連本部において第1回検討会議が開催される予定である。

私たちは、核兵器の危険性が過去の問題ではなく、現在生きる市民一人ひとりの生存に関わる差し迫った問題であることを認識し、核兵器による威嚇と核抑止政策に対抗しなければならない。

２　横行する核兵器による威嚇と拡大する核戦争の危険

(1) ロシアによるウクライナ侵略

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略は、2026年に入っても終結していない。ロシアは、侵略開始当初から核戦力の存在を強調し、核兵器を背景として欧米諸国によるウクライナ支援を牽制してきた。

核兵器を使用するとの明示的又は黙示的な威嚇は、戦場における軍事上の優位を確保するためだけのものではない。核兵器による破局的な被害を恐れる第三国に対して政治的圧力を加え、被侵略国に対する支援を断念させることをも目的として利用される例である。核兵器が、侵略を防止する「抑止」の道具ではなく、侵略を遂行し、国際社会の対応を妨げる恫喝の道具として利用されていることが示されている。

また、ロシアはザポリージャ原子力発電所の占拠を継続している。ウクライナ国内では、原子力発電所及びその周辺施設が攻撃の危険にさらされており、2026年1月にはIAEAのグロッシー事務局長は、「ウクライナ戦争が依然として世界の核安全保障に対する最大の脅威である」と警告した。

原子力発電所が戦場となれば、通常兵器による攻撃であっても、核兵器の使用に匹敵する広範な放射性物質の拡散を招きかねない。原発を多数設置しながら軍事的対立を激化させる政策は、市民を二重の核被害の危険にさらすものである。

ロシアによる侵略は明白な国連憲章違反である。同時に、この戦争が長期化している事実は、核兵器の保有によって戦争を迅速に終結させることも、国家の安全を保障することもできないことを示している。必要なのは、核兵器による威嚇でも軍事的エスカレーションでもなく、国連憲章と国際法に基づく停戦及び公正な和平である。

(2) イスラエルによるガザ攻撃

[5] 2026/6/24　CNN（https://www.cnn.co.jp/world/35249325.html）

2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの越境攻撃を契機として始まったイスラエルによるガザ地区への攻撃は、2026年に入っても市民に深刻な被害を与え続けている。

国連機関によれば、ガザ地区では7万人を超える住民が死亡し、17万人を超える住民が負傷している。住民の大部分が避難を余儀なくされ、食料、水、医薬品、住居及び衛生環境が著しく不足している。援助物資の搬入制限及び人道支援活動への妨害も続き、市民の生存そのものが脅かされている。

イスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしない「核の曖昧政策」を採用しているが、核兵器を保有していると広く考えられている。そのイスラエルが、国際法違反との強い批判を受けながら大規模な軍事作戦を継続し、同盟国である米国がこれを制止するどころか賛同し、武器供与及び外交的支援を続けていることは、核兵器国及びその同盟国には国際法の縛りが適用されないという二重基準を国際社会に示している。

核兵器国が自国又は同盟国の行為を例外扱いするならば、他国もまた、安全保障のために核兵器を保有する必要があると主張するようになる。その結果、核兵器の拡散と軍拡は一層進む。イスラエルによるガザ攻撃は、中東における人道上の惨事であると同時に、国際法秩序及び核不拡散体制の信頼性を根底から損なうものである。

(3) イスラエル及び米国によるイラン攻撃

2025年6月、イスラエル及び米国は、イラン国内の核関連施設を攻撃した。これに続き、2026年2月28日以降、両国は再びイランに対する軍事攻撃を行い、ナタンズをはじめとする核関連施設も攻撃対象とした。イランはこれに反発し、IAEAの査察受入れ及び協力を停止・制限する事態に至っている。

核施設に対する軍事攻撃は、放射性物質の拡散及び周辺住民への被害を生じさせる危険がある。また、攻撃によって査察設備、監視記録及び核物質の管理体制が破壊されれば、イランの核活動を検証することはかえって困難となる。

核拡散を防止するために必要なのは、IAEAによる継続的な査察、関係国間の外交交渉及び国際的な検証体制である。軍事攻撃は、核開発を阻止するどころか、自国の安全を保障するためには核兵器が必要であるとの認識をイラン国内に広げ、核兵器開発を促進する危険がある。

核施設への攻撃を容認すれば、原子力施設を有する国は、他国から核開発の疑いを持たれただけで攻撃される危険を負うことになる。これは、国連憲章が原則として禁止する武力行使を、「将来の危険」を口実として無制限に認めることにつながりかねない。

イスラエル自身が核兵器を保有していると考えられているにもかかわらずNPTに加盟せず、NPT締約国であるイランの核施設を攻撃し、これを核兵器国であるアメリカが支援するという構図は、核不拡散体制における著しい二重基準を示している。こうした二重基準を放置することは、NPTからの離脱や新たな核保有を正当化する口実を他国に与え、NPT体制を危機にさらすものである。

加えて、2026年2月のイラン攻撃には、イスラエルとともにイランの体制転換を図る意図がアメリカにはあったとされる。同年1月、アメリカがベネズエラを攻撃し同国のマドゥロ大統領夫妻を拉致したことと同じく、国際法違反の力による支配を目指すものである。

(4) 米中対立と東アジアにおける核軍拡

米国と中国との軍事的、政治的及び経済的対立は、2026 年に入っても深刻化している。台湾海峡、南シナ海及び東シナ海では、米中双方が軍事活動を活発化させ、日本、フィリピン、オーストラリアその他の周辺国を巻き込んだ軍事的対立の構造が形成されている。

中国は核戦力を急速に拡大し、陸上発射型大陸間弾道ミサイル、戦略爆撃機（空中発射能力）及び潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）による核戦力の三本柱（「核のトライアド」）を強化している。2026 年 7 月には、原子力潜水艦から長距離弾道ミサイルを発射する試験を行ったと報じられた[6]。これは、中国が報復核攻撃能力を強化し、米国との核軍拡競争を本格化させていることを示すものである。

米国も、中国及びロシアの核戦力増強を理由として、自国の核戦力の近代化及び拡大を進めている。新 START の失効後、米露だけでなく中国を加えた三極間の核軍拡競争が始まりつつあるが、三国間で核兵器の数量、配備又は運用を規制する法的な枠組みは存在しない。

北朝鮮も核兵器及び弾道ミサイルの開発を続けている。これに対して、米国、日本及び韓国が軍事演習と拡大抑止を強化し、北朝鮮がさらに核・ミサイル開発を進めるという悪循環が続いている。

東アジアにおいて核兵器を背景とする威嚇と軍備増強を繰り返せば、偶発的な衝突、情報の誤認又はサイバー攻撃などによって、軍事行動が急速にエスカレートする危険がある。核抑止は、すべての当事者が常に合理的かつ正確に判断することを前提としているが、そのような保証は存在しない。

日本には多数の米軍基地が置かれ、南西諸島では自衛隊基地、弾薬庫及びミサイル部隊の整備が進められている。台湾海峡をめぐる米中間の武力衝突が生じた場合、集団的自衛権の行使が容認された日本において、国内の米軍基地及び自衛隊基地が攻撃対象となる危険は極めて高い。特に、高市首相は、国会答弁において、「台湾有事は存立危機事態になり得る」と述べており、これまでの政府立場からより一層踏み込んだ立場を示しており、中国の大きな反発を招いており、その危険性はより高まっていると言わざるを得ない。

日本政府に求められるのは、米国の軍事戦略に一体化し、中国との対立を激化させることではない。憲法 9 条及び国連憲章の理念に基づき、米中双方に軍事的自制を求め、危機管理のための対話、軍備管理及び信頼醸成措置を提案することである。

(5) 小括

以上のとおり、世界では核兵器を保有する国々によって、国際法を無視した暴挙が繰り返されている。とりわけ、米国は、2025 年 12 月に公表した国家安全保障戦略（NSS）において、「米国第一」を軸に、西半球（南北アメリカ大陸）を最優先と位置づけ、米国自身の利益を重視する方針を示しており、これに基づき、自らにとって都合のよいように、核兵器を含む世界最大の軍事力を背景に、イラン、ベネズエラ、キューバなど、他国に対して侵略行為・脅迫行為を繰り返している。

---

[6] 2026/7/7 朝日新聞（https://www.asahi.com/articles/ASV763RPFV76UHBI01DM.html）

このような姿勢は、国際秩序に対する重大な脅威であり、世界で培われてきた国連憲章を基調とする和平の枠組みと根本的に相容れない。このような米国の姿勢を毅然と批判することは不可欠である。

３　核軍備管理体制の崩壊

2026 年 2 月 5 日、新 START は後継条約のないまま失効した。同条約は、米露両国が配備できる戦略核弾頭及び運搬手段に上限を設け、査察及び情報交換を通じて相互に検証する、米露間に残された唯一の核軍縮条約であった。

ロシアは 2023 年に同条約の履行停止を表明していたものの、条約の法的枠組み自体は残されていた。今回の失効によって、米露間には、戦略核兵器の配備数を制限する法的拘束力のある条約が一つも存在しない状態となった。

核軍備管理条約は、核兵器を直ちに廃絶するものではない。しかし、核兵器の数量及び配備を制限し、査察と情報交換によって相手国の意図を確認することは、誤認及び過剰反応を防止するために重要である。これらの制度が失われれば、各国は相手国の核戦力を最悪の想定に基づいて評価し、さらなる軍拡を進めることになる。

中国の核戦力増強を理由として、中国を含む多国間の軍備管理交渉が必要であるとの主張もなされている。しかし、多国間交渉の必要性があるとしても、米露二国間の既存の規制まで失わせることは許されない。まず米露両国が、世界最大の核保有国として自らの軍縮義務を履行し、その上で中国、フランス、英国その他の核兵器国を含む軍備管理体制を構築すべきである。

４　NPT 及び TPNW をめぐる情勢

2026 年 4 月 27 日から 5 月 22 日まで、ニューヨークの国連本部において、第 11 回 NPT 再検討会議が開催された。

同会議では、核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用、中東非核兵器地帯、ウクライナ及びイランの核問題などについて議論が行われた。しかし、米国とイランとの対立をはじめ、核兵器国間及び核兵器国と非核兵器国との対立を解消することができず、最終成果文書は採択されなかった。これにより、NPT 再検討会議は、2015 年、2022 年及び 2026 年と 3 回連続で実質的な成果文書の採択に失敗した。

今回の会議では、新 START の失効によって、米露間の戦略核兵器を法的に制限する枠組みが失われたことについても懸念が示された。

NPT 第 6 条は、締約国に核軍縮交渉を誠実に行う義務を課している。それにもかかわらず、核兵器国は、核軍縮が進まない理由を安全保障環境の悪化に求め、自ら核戦力を増強している。しかし、核兵器国による軍拡そのものが、他国の不安と軍拡を招き、安全保障環境を悪化させているのである。

NPT が核兵器国に核兵器の永続的な保有を認め、非核兵器国だけに不拡散義務を負わせる制度として運用されるならば、条約に対する非核兵器国の信頼は失われる。イランをめぐる問題においても、NPT に加盟していないイスラエルの核兵器を事実上黙認しながら、NPT 締約国であるイランの核施設を攻撃するという二重基準が、NPT 体制の正統性を損なっている。

これに対し、TPNW は、核兵器の使用、威嚇、開発、実験、製造、取得、保有及び貯蔵等を包括的に禁止し、核兵器を例外なく違法化する枠組みである。また、被害者援助

及び環境修復を締約国の義務として定め、過去及び現在の核被害に向き合う制度を構築している。

2026年11月30日から12月4日まで開催される第1回検討会議では、条約発効後5年間の取組を検証し、核兵器の非人道性、核抑止政策の危険性、被害者援助、環境修復及び条約の普遍化について議論が行われる予定である。

NPTとTPNWは対立するものではない。核兵器国を含め多くの国が参加するNPTはその体制を維持することで核拡散を抑制するとともに、交渉のテーブルに着かせるという重要な意義を持っている。そのNPT第6条の核軍縮義務を具体化し、核兵器の全面廃絶というNPTの目的を実現するための法的枠組みがTPNWである。NPT体制の危機を克服するためにも、核兵器国及びその同盟国は、TPNWを敵視するのではなく、同条約が示す核廃絶の規範を受け入れなければならない。

5　非核兵器地帯条約

非核兵器地帯とは、一定の地域について、域内国が核兵器の開発、製造、取得、保有、配備等を禁止し、核兵器国も議定書等を通じて域内国に核兵器を使用又は威嚇しないことを約束する制度である。これまで、中南米のトラテロルコ条約、南太平洋のラロトンガ条約、東南アジアのバンコク条約、アフリカのペリンダバ条約、中央アジア非核兵器地帯条約などが成立し、地域的な核不拡散と軍縮の重要な仕組みとして機能してきた。

これに対し、日本を含む北東アジアには非核兵器地帯が存在しない。中国、ロシアという核兵器国に加え、核兵器開発を進める北朝鮮が存在し、日本及び韓国は米国の「核の傘」に依存している。この構造の下では、一方の核戦力増強が他方の軍拡を招き、核による威嚇と軍拡が連鎖する危険がある。そこで提唱されてきたのが、日本、韓国、北朝鮮の3ヵ国を非核兵器国とし、米国、中国、ロシアがこれらの国に対して核兵器を使用又は威嚇しないことを法的に約束する「3＋3」型の北東アジア非核兵器地帯構想である。

北朝鮮の核問題に対し、核抑止の強化だけで対応すれば、北朝鮮に一層の核戦力増強を正当化する理由を与え、日本や韓国でも核共有・核武装論を招きかねない。必要なのは、この悪循環を断ち切り、すべての関係国に相互的かつ法的拘束力のある安全保証を与えることである。北東アジア非核兵器地帯は、核兵器に核兵器で対抗する安全保障から脱却し、対話と相互の安全保証によって地域全体の核の脅威を減少させる具体的かつ現実的な構想として、今日ますますその必要性を増している。

6　核をめぐる日本国内の情勢

(1) 安保三文書改定の前倒しと軍事国家化

2022年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画、いわゆる安保三文書は、敵基地攻撃能力を「反撃能力」と呼び換えてその保有を認め、2023年度から2027年度までの5年間に約43兆円の防衛力整備を行う方針を示した。これにより、日本の安全保障政策は、相手国からの攻撃を受けた後に必要最小限度の防衛を行うという従来の専守防衛から、相手国領域内を長射程ミサイル等によって攻撃する能力を平時から保有する方向へと大きく転換した。2026年度の防衛力整備計画

対象経費は 8 兆 8093 億円とされ、スタンド・オフ防衛能力、無人兵器、弾薬及び防衛施設の整備などに巨額の予算が投入されている。

敵基地攻撃能力の保有は、相手国領域内を直接攻撃する能力を自衛隊が恒常的に保持することを意味する。集団的自衛権の行使を認めた安保法制の下では、日本が直接武力攻撃を受けていない場合であっても、米国等に対する攻撃を理由として日本が他国を攻撃する危険がある。

さらに、無人航空機、無人水上艇、無人潜水艇、宇宙監視及びサイバー攻撃能力など、戦争の態様を大きく変える装備の導入も進められている。2026 年度には航空自衛隊を航空宇宙自衛隊に改編することも予定されている。

軍事活動に人工知能及び無人兵器を組み込むことは、攻撃判断の自動化及び迅速化をもたらす。とりわけ核兵器を含む軍事的緊張の下では、誤認、誤作動、偽情報又はサイバー攻撃によって、人間が十分に判断しないまま攻撃が開始される危険がある。

高市政権が進める軍拡は、日本を戦争から守るものではなく、米中対立の最前線に組み込み、日本国内の市民を攻撃の危険にさらすものである。防衛費の際限のない拡大は、社会保障、教育、医療、災害対策その他の市民生活に必要な予算を圧迫する点でも重大な問題がある。

さらに、高市政権は、2022 年改定安保三文書の計画期間が終了するのを待たず、2026 年中にこれを前倒しで改定する方針を示している。政府は、ロシアによるウクライナ侵略等を通じて、無人機の大量運用などの「新しい戦い方」が顕在化し、戦争の長期化に備える必要が生じたとして、抑止力の一層の強化、サイバー、宇宙及び電磁波等の領域への対応、防衛産業・技術基盤の強化などを改定の課題として挙げている。2026 年 4 月には、「総合的な国力から安全保障を考える有識者会議」が設置され、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力及び人材力を含む「総合的な国力」の観点から改定に向けた検討が進められている。

しかし、政府がいう「安全保障環境の変化」は、防衛力を際限なく拡大することを正当化するものではない。2022 年の安保三文書による政策転換について、その抑止効果、周辺国との緊張に与えた影響、財政負担及び市民生活への影響を十分に検証しないまま、僅か数年でさらに軍備を拡大することは、中国等の新たな脅威認識を生み、その脅威認識を理由に一層の軍拡を行うという際限のない悪循環に陥るものである。

とりわけ問題なのは、改定の中心に据えられている「抑止力の強化」が、核兵器を含む米国の軍事力との一体化を一層進める危険を有することである。現行の国家安全保障戦略は、「核を含むあらゆる能力によって裏打ちされた米国による拡大抑止」を日本の安全保障に不可欠なものと位置付けている。安保三文書の改定によって抑止力の強化がさらに進められれば、日本は、米国の核兵器による威嚇及びその使用計画に、これまで以上に深く組み込まれることになる。

核抑止は、核兵器を実際に使用する意思と能力があることを相手国に信じさせることによって成り立つ。したがって、米国の拡大核抑止に依存することは、日本が核兵器を自ら保有していないとしても、一定の場合には米国が日本のために核兵器を使用し、多数の市民に壊滅的かつ非人道的な被害を与えることを、日本政府が安全保障政策として

期待し、容認することを意味する。これは、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を訴える日本政府の立場と根本的に矛盾する。

また、長射程ミサイル、無人兵器、人工知能、宇宙システム、サイバー攻撃能力等を一体的に運用する体制の構築は、武力行使の判断及び攻撃の速度を著しく早める危険がある。情報の誤認、人工知能による誤った分析、通信障害、偽情報又はサイバー攻撃が生じた場合、十分な政治的判断を経ることなく軍事行動が開始され、相手国の反撃を招くおそれがある。核兵器国との軍事的対立において、このような事態が生じれば、通常兵器による攻撃が核兵器の使用へとエスカレートする危険も否定できない。2026 年 2 月に英キングス・カレッジ・ロンドンが行ったシミュレーションでは、複数の大規模言語モデルが参加し、95%の確率で核兵器の使用を選択し、降伏や譲歩は一度も選ばれなかったとされている [7]。AI に多くを依拠するようになった現代、核のボタンを AI に任せることで、現実に生きる我々の命と世界環境が危機にさらされている。

さらに、政府が掲げる「総合的な国力」による安全保障は、防衛政策の範囲を自衛隊及び防衛省の活動に限定せず、経済、科学技術、公共インフラ、情報通信、教育、研究開発、民間産業その他の社会全体に広げるものである。政府の有識者会議においても、防衛力だけでなく、海上保安能力、公共インフラ、サイバーセキュリティ、研究開発、国際協力、経済安全保障等を一体として検討する方針が示されている。

このような政策は、大学及び研究機関における研究、防衛産業以外の民間企業、港湾、空港、道路、通信網その他の公共インフラを、平時から軍事目的に組み込むことにつながりかねない。社会のあらゆる分野が安全保障の名の下に再編されれば、軍事政策に対する批判、研究の自由、報道の自由及び市民の知る権利が、「安全保障上の支障」を理由として制約される危険も高まる。

安保三文書は、法律ではなく閣議決定によって定められる。しかし、その内容は、自衛隊の装備及び活動の範囲、防衛予算、日米同盟、武器輸出、公共インフラの利用、科学技術政策、情報機関の活動その他の国家政策を長期間にわたって拘束する。国のあり方を根本から変える政策が、国会における法律案としての審議及び採決を経ることなく、政府内部の検討と閣議決定によって定められることは、民主的統制の観点から重大な問題がある。

2026 年 4 月に設置された有識者会議も、外交、防衛、経済安全保障、科学技術及び経済財政などの専門家を中心に構成されている一方、憲法、国際法、人権保障、平和構築、軍縮、地方自治、市民社会等の観点が十分に反映されているとはいい難い。政府が設定した「抑止力・対処力の強化」という方向性を前提に議論を進めるのであれば、軍備を強化するか否かという根本的な選択肢について、市民が検討する機会は失われる。

また、防衛費についても、政府は、国家安全保障戦略が示した対 GDP 比 2%水準を当初の予定より前倒しで達成し、その後のさらなる増額を検討している。安保三文書の改定を契機として、対 GDP 比 2%が一時的な目標ではなく、新たな軍拡の出発点とされる危険がある。政府が軍事的脅威を繰り返し強調し、防衛費に事実上の上限を設けないのであれば、社会保障、医療、教育、子育て、災害対策及び地方自治体の行政サービスに

[7] 2026/3/22　ビジネス+IT（https://www.sbbit.jp/article/cont1/183028）

必要な財源が圧迫されることは避けられない。政府は、2025 年度中に防衛関係費の対 GDP 比 2%水準を前倒しして措置し、2026 年中の三文書改定を目指す方針を示している。

真に検討されなければならないのは、いかに戦争を継続できる国家をつくるかではなく、いかに軍事的緊張を緩和し、戦争を回避するか、である。ウクライナにおける戦争が長期化していることから導かれる教訓は、日本も長期戦を遂行できるよう武器、弾薬及び軍事施設を増強することではない。一度始まった戦争を終結させることがいかに困難であり、市民に回復不能な被害をもたらすかを認識し、戦争を未然に防止する外交、軍備管理、紛争予防及び信頼醸成の仕組みを強化することである。

日本政府は、安保三文書の改定に当たり、敵基地攻撃能力及び米国との軍事的一体化をさらに進めるのではなく、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」安全保障を実現するという理念を掲げた憲法前文及び第 9 条に基づく平和外交を安全保障政策の中心に据えるべきである。米国の核の傘への依存を見直し、非核三原則を厳格に遵守するとともに、東アジアにおける核兵器及び通常兵器の軍備管理、偶発的衝突を回避するための危機管理体制並びに多国間の対話の枠組みを構築することこそが求められている。

(2) 日本政府の核兵器に対する姿勢

前記のとおり、日本政府は、安保三文書の改定を通じて、米国との軍事的一体化及び「核を含む拡大抑止」の一層の強化を進めようとしている。さらに、小泉防衛大臣は、2026 年 7 月、インターネット番組において、核についてタブーなく検討することが必要と述べ、「あらゆる選択肢を排除せずに議論することが不可欠との趣旨だ」と説明した。一部の国会議員からは核兵器保有の主張まで行われている現状で、防衛大臣がこのような発言をすることは、日本が核兵器の保有まで検討することを示唆するととらえられるものと言え、戦争被爆国として断じて許されない上、NPT 体制にも反する暴論というほかない。

他方で、日本政府は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現を掲げ、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を国是としている。しかし、その安全保障政策の実態は、米国が必要な場合には核兵器を使用することを前提とする「核の傘」に依存するものであり、被爆国として掲げる核兵器廃絶の理念と正面から矛盾している。8 月 6 日、9 日の広島、長崎の追悼式典における首相挨拶では、昨年までは非核三原則を今後も堅持することを明言していたのに対し、高市首相は、「我が国は非核三原則を堅持しており」と現在の政策として述べるにとどまり、今後も非核三原則を堅持することを明言せず、記者会見でも非核三原則の改定を否定しなかった。

日本政府は、「核兵器のない世界」を目指すと述べながら、米国の核兵器による拡大抑止を安全保障政策の基礎としている。核兵器の使用及び威嚇を全面的に禁止する TPNW には参加せず、締約国会議へのオブザーバー参加さえ見送ってきた。2025 年の第 3 回締約国会議についても、日本政府はオブザーバー参加を行わなかった。

2026 年 4 月 27 日から 5 月 22 日に開催された第 11 回 NPT 再検討会議においても、日本政府は NPT を核軍縮・不拡散体制の中心と位置付けた。しかし、同会議は最終成果文書を採択することができず、2015 年、2022 年に続き、3 回連続で合意形成に失敗した。

NPT が危機に直面している原因は、TPNW の存在ではない。核兵器国が NPT 第 6 条に基づく核軍縮義務を履行せず、核戦力の近代化及び拡大を続け、核兵器を安全保障政策の中心に据えていることにある。

日本政府は、核兵器国と非核兵器国との「橋渡し」を自称しているが、核抑止に依存しており、核兵器国に対して核軍縮を迫ることなく、米国の核政策を支持し続けている。これでは橋渡しではなく、核兵器国側の政策を非核兵器国に受け入れさせようとしているにすぎない。

唯一の戦争被爆国である日本に求められるのは、核兵器使用の被害を語ることだけではない。核兵器による威嚇を含め、その使用を準備し正当化する核抑止政策そのものを否定し、TPNW への署名及び批准に向けて具体的な行動を開始することである。

(3) 原発への依存と軍事的危険

日本政府は、第 7 次エネルギー基本計画において、「可能な限り原発依存度を低減する」との従来の方針を削除し、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用する方針を示した。原発の再稼働、運転期間の延長及び次世代革新炉の開発が進められている。

しかし、福島第一原発事故による被害は終わっていない。多数の住民が現在も避難生活を続け、廃炉作業の終了時期は見通せず、放射性廃棄物の最終処分方法も確立していない。

また、ウクライナ及びイランにおいて原子力施設が現実に攻撃対象となっていることは、原発が安全保障上の重大な弱点となることを示している。政府が周辺国の軍事的脅威を強調しながら、全国各地で原発を再稼働させることは矛盾している。

原発は、通常兵器による攻撃、電力供給の遮断又は運転要員の退避によっても重大事故を起こす危険がある。核兵器が使用されなくとも、原発への攻撃によって広範な放射性物質の拡散が生じ得る。

原発依存から脱却することは、事故及び放射性廃棄物の危険を減少させるだけでなく、戦争時の核被害の危険を減少させるためにも必要である。

(4) 国内における核武装論と非核三原則の動揺

近年、日本国内では、中国、北朝鮮及びロシアの軍事的脅威を理由として、日本独自の核武装又は米国との核共有を主張する言説が公然と語られるようになっている。上記小泉防衛大臣の発言もその一つである。

しかし、日本の核武装は、NPT からの離脱、非核三原則の放棄及び国際社会との重大な対立を意味する。日本が核兵器を保有すれば、中国、北朝鮮及びロシアは、日本を核攻撃の対象として一層明確に位置付けることになる。また、韓国その他の国における核武装論を刺激し、東アジア全体で核拡散を招く危険がある。

核兵器は決して「安上がりな防衛手段」ではない。核弾頭、運搬手段、早期警戒システム、指揮命令系統、防護施設及び核物質管理体制を長期間維持するためには、莫大な費用を要する。事故、誤発射、サイバー攻撃、内部者による不正及び核物質の流出といった危険も生じる。そして何より、一度でも使用されれば、数多の人びとの命と健康を奪い、長期間にわたって身体を蝕む放射線をまき散らし、さらなる広範な非人道的被害をもたらすのである。

非核三原則は、政府の政策にとどまらず、広島・長崎の被害を経験した日本社会が、再び核戦争に加担しないとの意思を示す重要な規範である。「持ち込ませず」の原則を含め、これを後退させることは断じて許されない。

(5) 戦争被害受忍論と民間戦争被害者の救済

核兵器による被害を考えるに当たっては、広島・長崎の被爆者や核実験による被害者のみならず、戦争によって生命、身体、財産、生活基盤を奪われたすべての民間戦争被害者の救済という視点が必要である。日本では、東京大空襲をはじめとする全国各地の空襲、沖縄戦その他の戦闘によって、多数の民間人が死亡し、重い障害を負い、家族や住居、財産を失った。それにもかかわらず、一般の民間戦争被害者については、現在に至るまで包括的な国家補償制度が設けられていない。

その背景にあるのが、いわゆる「戦争被害受忍論」である。これは、戦争という国家存亡の非常事態において生じた生命、身体、財産上の被害は、国民が等しく受忍すべきものであり、国家に補償を求めることはできないとする考え方である。最高裁も、1987年6月26日の名古屋空襲訴訟判決において、戦争犠牲・戦争損害は国民が等しく受忍しなければならなかったとして、民間空襲被害者の救済を否定した。

しかし、この受忍論には根本的な問題がある。そもそも戦争による被害は国民に「等しく」生じたものではない。死亡した者、重い障害を負った者、家族を失った者、住居や生業を奪われた者など、特定の市民に極めて重大かつ回復不能な犠牲が集中している。それにもかかわらず、その被害を「国民全体が等しく受忍した」と抽象化することは、現実に被害を受けた者にのみ犠牲を負わせ続けるものである。

しかも、戦後、日本政府はすべての戦争被害について受忍を求めてきたわけではない。軍人・軍属及びその遺族については、恩給制度や戦傷病者戦没者遺族等援護法により、「国家補償の精神」に基づく年金、給付金等の援護が行われてきた。これに対して、同じ戦争によって生命・身体に重大な被害を受けた民間人について包括的な補償制度を設けないことには、重大な不均衡がある。

そもそも、国家が自らの政策として遂行した戦争による被害について、「戦争だから仕方がない」として被害者に受忍を求めることは、国家の戦争遂行に伴う責任を曖昧にする危険を有する。戦争被害を国家補償の対象とすることは、過去の被害者を救済するだけの問題ではない。国家が戦争を開始すれば、市民に生じた被害について国家が責任を負わなければならないという原則を確立することは、将来の戦争を抑止し、市民の生命及び人権を保障する上でも極めて重要である。

原爆被害についても同様である。被爆者援護制度は長年にわたる被爆者の運動によって拡充されてきたものの、原爆被害そのものについて国の戦争責任に基づく全面的な国家補償制度が確立されたわけではない。被爆者が求め続けてきた国家補償の要求は、「二度と被爆者をつくらない」という核兵器廃絶の要求と不可分である。原爆被害を例外的な被害として切り離すのではなく、空襲、沖縄戦その他の民間戦争被害とともに、国家による戦争によって市民に負わされた被害として捉える必要がある。

私たちは、「戦争による被害は国民が受忍すべきである」という考え方を克服しなければならない。戦争による市民の犠牲をやむを得ないものとして受け入れる社会は、将来の戦争においても同じ犠牲を市民に強いることを容易にする。核兵器の使用による被害

はもちろん、通常兵器による空襲、戦闘その他あらゆる戦争被害について、被害を受けた市民の権利回復と国家による適切な補償を求めることは、戦争そのものを拒否する社会をつくるための重要な課題である。

7　国内司法分野の動向

(1)　「黒い雨」訴訟

2021 年 7 月 14 日の広島高裁判決及び国による上告断念を受け、政府は 2022 年 4 月から、広島の「黒い雨」に遭った者を対象とする新たな被爆者認定制度を開始した。

しかし、新制度は、「黒い雨」に遭ったことに加え、一定の疾病に罹患していることを要件としたため、被爆した事実が認められながら被爆者健康手帳を交付されない者を生み出した。新制度の下で申請を却下された者らは、却下処分の取消し及び被爆者健康手帳の交付を求め、広島地裁で訴訟を続けている。

広島高裁判決は、行政が設定した区域の外であっても、放射性降下物による被ばくの可能性を具体的に検討すべきことを示した。国が疾病要件による新たな線引きを設けることは、同判決の趣旨を狭め、被爆者間に新たな分断をもたらすものである。

原爆による被害は、行政が設定した区域又は疾病の一覧によって生じたものではない。被爆者援護制度は、原爆被害の特殊性を踏まえ、被爆の可能性が否定できない者を広く救済する制度として運用されるべきである。

(2)　長崎の被爆体験者訴訟

国が指定した被爆地域の外にいた長崎の「被爆体験者」が、被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟について、2024 年 9 月 9 日の長崎地裁判決は、原告の一部について被爆者該当性を認めたものの、多数の原告を救済しなかった。

控訴審は福岡高裁に係属している。2026 年 3 月の審理では、放射性物質を含む雨だけでなく、灰や放射性微粒子による内部被ばくの可能性についても検討が進められた。2026 年 8 月には、被爆から 70 年後に死亡した女性の体内から原爆由来とみられるウラン放射線が検出され、その周辺で細胞が死滅した空洞「デスボール」が発見されたとの研究論文が証拠提出されている[8]。同訴訟は、同年 11 月に結審する見通しとされている。

被爆から 81 年が経過し、原告の高齢化と死亡が進んでいる。司法による救済が確定する前に被害者が死亡する事態を繰り返してはならない。しかしながら、政府はその被害の実態に向き合うことなく、被爆体験者の被害を直接聞こうとすらしておらず、被爆国の政府として到底許される姿勢ではない。国は、訴訟上の主張に固執するのではなく、被爆体験者を被爆者援護法の対象とする政治的解決を直ちに行うべきである。

(3)　ビキニ被ばく船員訴訟

米国が 1954 年にマーシャル諸島で行った水爆実験によって被ばくした漁船員及びその遺族は、船員保険の不認定処分の取消し及び国に対する損失補償を求め、東京地裁及び高知地裁で訴訟を続けている。

---

[8] 2026/8/6　Yahoo！ニュース
（https://news.yahoo.co.jp/articles/f84509a540127794ed7c5cda64822aff87211f38）

日本政府は、1955年の日米合意によって米国から見舞金を受領する一方、第五福竜丸以外の被災船舶及び船員について十分な調査及び救済を行わなかった。被ばくに関する資料が長期間公開されず、被害者側が被ばく線量及び疾病との因果関係を立証することが困難となったこと自体、国の政策によって生じたものである。

裁判所は、これらの経過、残された医療資料、その後の被災船員の健康推移等を総合して船員及びその遺族の被害回復を図る判断を下すべきである。

また、核実験による被害は、広島・長崎に次ぐ日本の重大な核被害である。TPNWが被害者援助を締約国の義務として定めていることからも、日本政府は包括的な調査及び補償制度を設けるべきである。

(4) 原発訴訟

福島第一原発事故の被害者らが国及び東京電力に損害賠償を求める集団訴訟では、2022年6月17日の最高裁判決が国の責任を否定した。その後も同判決を前提として、国の責任を否定する判断が相次いでいる。2026年1月には、仙台、山形、東京、横浜、千葉、新潟、名古屋の避難者訴訟についても、最高裁が被害者側の上告を退け、国の責任を認めない判断が確定した。

原発を規制し、市民の生命及び身体を保護すべき国の責任を否定することは、将来の重大事故を防止するための規制行政を弱体化させる。原発事故の危険を把握しながら十分な規制を行わなかった国を免責することは、被害者救済の観点からも、事故防止の観点からも極めて不当である。

原発の運転差止め及び設置許可の取消しを求める訴訟も全国で継続している。

地震、津波、火山、老朽化、避難計画及び使用済み核燃料の問題に加え、ウクライナ及びイランで原子力施設が攻撃された現実を踏まえれば、原発の安全性は平時の自然災害だけを前提に判断することはできない。司法には、事故が発生してから損害を評価するのではなく、不可逆的な被害を未然に防止する役割が求められている。

8　情勢のまとめと当協会の役割

現在、核兵器をめぐる国際秩序は重大な岐路に立っている。

ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルによるガザ攻撃、イスラエル及び米国によるイラン核施設への攻撃、米中対立及び朝鮮半島をめぐる軍事的緊張は、いずれも核兵器の存在によって抑止されていない。むしろ、核兵器は、侵略又は軍事介入を遂行するための威嚇手段として使用され、相手国の軍拡及び核開発を促進している。

新STARTの失効により、米露間の戦略核兵器を制限する法的枠組みは失われた。中国を含む核兵器国は核戦力の増強と近代化を続け、核兵器の運用に人工知能、宇宙技術及びサイバー技術が組み込まれつつある。核兵器が使用される危険は、指導者による意図的な判断だけでなく、誤認、誤作動、偽情報、サイバー攻撃及び自動化されたシステムの判断によっても生じる。

核抑止論は、核兵器が実際に使用される可能性を相手に信じさせることによって成り立つ。したがって、核抑止は核兵器の不使用を保証する思想ではなく、一定の状況では数十万、数百万の市民を殺傷する意思があると宣言する政策である。

ヒロシマ及びナガサキを経験した私たちは、核兵器を「使用されないための兵器」として抽象化することはできない。核抑止政策の現実とは、都市を破壊し、市民を無差別

に殺傷し、放射線による苦痛を長期間にわたって与え、将来世代及び地球環境にまで被害を及ぼす行為を準備することである。

2026 年 NPT 再検討会議が 3 回連続で最終成果文書を採択できなかったことは、核軍縮を核兵器国の自発的な判断だけに委ねることの限界を示している。他方、TPNW は、核兵器の非人道性を出発点として、使用及び威嚇を含む核兵器関連活動を例外なく禁止し、被害者援助及び環境修復を核廃絶の課題として位置付けている。

2026 年 11 月に開催される TPNW 第 1 回検討会議は、核軍拡と核抑止への依存が深まる中で、核兵器廃絶への具体的な道筋を示す重要な機会である。当協会は、日本政府に対し、同会議へのオブザーバー参加にとどまらず、TPNW への署名及び批准に向けた具体的な検討を開始するよう求めなければならない。

また、核兵器廃絶の問題は、外交又は安全保障を担う一部の専門家だけの問題ではない。核兵器による威嚇は、国際法、憲法、基本的人権、環境、社会保障、地方自治及び民主主義のすべてに関わる問題である。

軍事的緊張が高まるとき、政府は秘密保護、情報機関の強化、市民監視、表現活動の制限及び防衛費の拡大を正当化しようとする。核兵器に依存する安全保障政策に反対することは、戦争を防止することだけでなく、平時における市民の自由及び民主主義を守ることでもある。

当協会は、核兵器の廃絶を目指す法律家団体として、次の課題に取り組む必要がある。

第 1 に、核兵器による威嚇及び核抑止政策が、国際法及び国際人道法上許されないことを明らかにし、核兵器の使用だけでなく、その使用を前提とする政策（保有や拡大抑止依存を含む）自体を批判することである。

第 2 に、日本政府に対し、非核三原則の厳格な遵守、核共有及び独自核武装論の拒否、TPNW への署名及び批准、並びに米国の核の傘からの脱却を求めることである。

第 3 に、広島、長崎、ビキニ及び原発事故による核被害者はもちろん、空襲、沖縄戦その他の戦闘によって生命、身体、家族、財産及び生活基盤を奪われた民間戦争被害者について、その被害の実態を明らかにし、十分な救済を求め、戦争被害受忍論を克服することである。

第 4 に、原発が事故、災害及び戦争による核被害の危険を有することを明らかにし、原発依存政策からの転換を求めることである。

第 5 に、核兵器、戦争及び軍拡に反対する市民の表現活動が監視又は抑圧されることのないよう、市民的自由と民主主義を擁護することである。

核兵器のない世界は、核兵器国の善意を待つだけでは実現しない。被爆者をはじめとする市民が核兵器の非人道性を訴え、国際社会を動かしてきた結果として、TPNW は成立した。

核抑止論が、核兵器使用による壊滅的な市民被害の可能性を安全保障の名の下に予定するものであるのと同様に、戦争被害受忍論は、現実に生じた市民の犠牲を国家の存亡のためにやむを得ないものとして受け入れる論理である。私たちは、将来の核被害を「抑止」の名で正当化することにも、過去の戦争被害を「受忍」の名で正当化することにも反対しなければならない。

当協会は、法律家として、核兵器を正当化する論理の法的及び事実的な誤りを明らかにするとともに、戦争受忍論をはじめ、戦争を許容する姿勢を決して許さず、国際法と憲法に基づく平和的な国際秩序を構築するため、市民及び国内外の諸団体と連帯し、核兵器の全面的廃絶と戦争の回避に向けて尽力しなければならない。

II. 活動報告と活動方針

１ 《活動目標》

(1) 核兵器の廃絶

核使用のリスクがかつてなく高まる中、核兵器廃絶は、核抑止を絶対視する日本政府のいうような「厳しい安全保障環境」を考慮した「究極の目標」ではなく、一刻も早く実現しなければならない喫緊の課題であることを銘記する。国際的に核抑止論を打ち破るための議論が深化していることを踏まえ、あわせて、「平和を愛する諸国民の公正と信義」による安全の確保を展望する。

(2) ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点であり、核兵器の廃絶の運動と共に、核兵器によって甚大な被害を受けた被爆者援護、ならびに福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、朝鮮半島出身の被爆者をはじめとする在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進め、ビキニ被災船員や「黒い雨」訴訟等にかかる被爆体験者の支援にも留意する。

(3) 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故への反省もなく、老朽化した原発の再稼働や原発新増設を進めている。未曽有の被害をもたらした福島原発事故により、原子力発電と人類は共存できないことは明らかであり、原発に依存する社会は、将来さらなる凄惨な被害をもたらしかねない。政府に歯止めをかけるために、当協会は、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化する。

２ 《今期活動の成果と特徴、及び次期課題（総論）》

(1) 今期の活動総括

今期、当協会は、国際社会における国際法秩序を踏みにじる行為に警鐘を鳴らし、国内では高市政権による「非核三原則」の見直しや核共有・核保有を示唆する議論、原発新増設推進など、「戦争国家」への危うい動きに対し、法律家団体としての役割とイニシアティブを強固に発揮してきた。

NPT・TPNW 両再検討会議への代表派遣や ICJ 核兵器勧告的意見 30 周年記念企画への参画など、核抑止論に対抗する最先端理論の深化に寄与するとともに、国内では多様な市民社会・他団体と協働した運動を精力的に展開した。総会・意見交換会や核フォーラムへの関心の高まり、ハイブリッド配信体制による「双方向性」の確立など、確かな成果と前進を収めている。

次期はこれまでの蓄積を踏まえ、当協会の活動目標を達成するため、次世代の育成と組織・財政基盤の抜本的強化に重点を置いて諸課題に取り組む。

(2) 次期課題と重点方針

① 諸課題への取組

核抑止論に立ち向かう TPNW の普遍化や核被害者救済に向け、日本政府に TPNW 第1回検討会議に少なくともオブザーバー参加を求める働きかけを強めるなど、国内外の NGO・反核平和諸団体との連携・協働を通して I (8)項に掲げた諸課題に取り組む。

② 次世代を担うユースの育成と会員拡大

当協会を将来的に支える世代の育成が焦眉の課題である。 そのため今期誕生したユースサークル「LEAD」の取組を深化・拡大させ、若者が気軽に集い、反核・平和・人権と法律を学べるコミュニティとして育成する。 あわせて高齢化に伴う会員減少傾向に歯止めをかけ、平和・被爆者援護・脱原発に取り組むすべての法律家へ積極的に入会を呼びかける。

③ 機関誌のデジタル化移行と財政基盤の抜本的強化・収支改善

単年度収支赤字の解消と財政健全化に向け、不要な支出を抑えつつ持続可能な組織運営体制への構造改革を急ピッチで推進する。機関誌のデジタル配信への段階的移行とスリム化、メーリングリストの全会員登録と活用、マンスリーサポート制度の本格運用などに取り組む。

当協会が将来にわたり反核運動における法律家団体として市民社会から求められる役割を果たし続けるためには、当協会自身の足腰を強化することが今強く求められている。そのため、未来に向けた具体的なアクションを躊躇わずに実行することが肝要である。

3 《活動報告と活動方針（各論）》

(1) 総会と意見交換会の総括と今後の課題

2025 年 11 月 15 日、当協会は、ハイブリッド方式（対面会場：主婦会館プラザエフ 5F。オンライン：総会 ZOOM、意見交換会 YouTube 配信）で総会と意見交換会を開催した。総会では、井上正信理事、浅野英男日本キャンペーンコーディネーター、及び水谷敏彦理事が各特別報告[9]を行った。意見交換会「2026 年核廃絶に向けて市民社会の課題は何か―北東アジアの視点から考える」では、成相熙弁護士・崔鳳泰弁護士、金鎮湖氏（広島県朝鮮人被爆者協議会会長）、大西広氏（京大・慶応義塾大名誉教授）、山田寿則理事（明治大学法学部兼任講師/公益財団法人政治経済研究所主任研究員）の 4 氏が、それぞれ韓国・朝鮮民主主義人民共和国・中国台湾・日本の立場から報告[10]を行い、議論した。尚、意見交換会はノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会との共催で行った。対面会場・オンライン合わせて約 40 名（申込登録者数約 50 名）の参加を得ることができた。

2025 年 10 月に就任したばかりの高市首相が「台湾有事は存立危機事態になりうる」旨の答弁をした直後に開催された意見交換会には、大きな関心が寄せられ、南北朝鮮をめぐる問題、中国・台湾の両岸関係をめぐる問題について、活発な議論が交わされた。

---

[9] https://www.hankaku-j.org/event/jalana.html　より報告資料の閲覧可能。

[10] 同上

終了後のアンケートでも「国際法の議論が深まった」「北東アジアの視点から核廃絶について深く考えることができた」などの回答が寄せられている。2025 年総会決議で課題とされた登壇者同士、登壇者と参加者、そして参加者同士が意見を交わせる双方向性を追求する点について、ハイブリッド形式における配信体制の確立により一定前進できたものといえる。

本総会後、今年も前期と同一テーマで意見交換会を開催する。この間の蓄積を踏まえ、さらに参加者数を増やすこと、とりわけユースへの働きかけを強め、将来的に当協会を支える世代を育成すること、あわせて、当協会の諸活動を支えるために継続的支援者を増やす機会との位置づけを明確にする。

(2) 韓国人被爆者との連携について―アメリカの原爆投下を裁く国際民衆法廷の取組への支援・協力

2026 年ニューヨークでの「原爆投下を裁く国際民衆法廷」は開催されず、代わって 11 月 14 日ソウルにおいて国際民衆法廷にかかる国際会議が開催された。当協会大久保賢一会及び長山田寿則理事が招聘され討論に加わった。民衆法廷の実践や米国内での提訴を検討[11]した経験を持つ当協会は、引き続き可能な支援・協力を行う。

(3) 国際会議への代表派遣

ア　2026NPT 再検討会議への代表派遣

2026 年 4 月 27 日から 5 月 22 日まで開催された NPT 再検討会議に、当協会は、山田寿則理事を代表派遣した。同理事は、再検討会議開催に先立ち、核兵器をなくす日本キャンペーンの WEB にレポート「2026 年核不拡散条約再検討会議の現状と論点」を掲載している。渡米後は会期前半を傍聴し、その内容を同キャンペーンによるライブ中継を通して発信した。帰国後は 9 項記載の核フォーラムにおいて、「NPT 再検討会議の現状と課題―核軍縮を中心に―」と題して報告を行った。

イ　TPNW 第 1 回検討会議への代表派遣

2026 年 11 月 30 日から 12 月 4 日にかけて開催される TPNW 第 1 回検討会議についても、当協会は山田寿則理事を代表派遣する予定である。

国際舞台における核兵器廃絶にむけた議論の深化、とりわけ核抑止論に対抗するための最先端の議論の深化を、日本の市民社会に広げる役割を果たしていく。あわせて、日本政府に少なくともオブザーバー参加するよう市民社会と協働して働きかけを強めていく。

(4) 「原発と人権」ネットワークとの協力協働 ―第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会の取組

福島第一原発事故から 15 年を経て、2026 年 9 月 26、27 日に第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会がハイブリッド方式（対面会場：福島大学、オンライン ZOOM）で開催された。この間、大久保会長を中心に同集会実行委員会に加わり、全体

[11] 当協会サイト「新原爆訴訟の提案」https://www.hankaku-j.org/list_b_3.html　参照。

の企画・運営等準備に携わってきた。今回は、「原発と人権」ネットワークにかかわる各団体がそれぞれ同時並行的に分科会を持つのではなく、全体企画の中で各団体が担当する第 1 部から第 4 部までの企画[12]を同一会場において行った。当協会は、日本国際法律家協会との共催で第 4 部パネルディスカッション「核と人間のかかわり」を担当した。登壇者に青木美希さん（ジャーナリスト）、山田寿則当協会理事（明治大学法学部兼任講師）、佐々木亮国際法律家協会理事（聖心女子大学准教授）、永井玲衣さん（作家）を迎え、企画進行を大住事務局次長が担った。各登壇者の報告と登壇者同士の意見交換の後、新しい試みとして参加者同士の小グループによる対話の場を設け、参加者が主体的に「核と人間」について理解を深めることを目指した。

全体の参加者総数はおよそ 220 名（内オンライン参加者 91 名）、参加者からはハイブリッド方式により対面会場があることによって、登壇者の報告・質疑討論・課題を全体で共有できたことが良かったとの声が寄せられた。

政府は近年「原発最大限活用」方針に舵を切り、再稼働のみならず新増設路線を推進しようとする状況の中で、一人もとりこぼさぬ被害者救済と脱原発に向けた運動を大きく前進させるために、当協会は引き続き「原発と人権」ネットワークとの連携を進めていく。

(5) 声明の発出

今期、当協会は「『非核三原則』の見直しに抗議し、『非核三原則』の堅持を求める声明」（2025 年 12 月 1 日）、「政府高官による核保有発言に抗議する声明」（2025 年 12 月 22 日）」、「アメリカおよびイスラエルによるイランへの攻撃に対する抗議声明」（英訳：Statement of Protest Against the Attack on Iran by the United States and Israel）(2026 年 3 月 3 日)を発出した。その都度ホームページに掲載する他、当協会のメーリングリストはもとより参加する他団体のメーリングリストに発信し、海外には英訳文を紹介してきた。

引き続き、当協会は時宜にかなった声明等を発出し、法律家団体としてのイニシアティブを発揮していく。

(6) IALANA との連携

今期 IALANA は、2025 年 11 月に Board Meeting を開催し ICJ 核兵器勧告的意見 30 周年企画を IPPNW や LCNP（核政策法律家委員会）との共同で準備することを決定した。ICJ 核兵器勧告的意見 30 周年ウェビナーは、Lex Mundi Nova[13]と提携して 2026 年 4 月 16 日第 1 回、同 5 月 7 日第 2 回、同 5 月 21 日第 3 回、同 5 月 27 日第 4 回、同 6 月 12 日第 5 回（河合公明長崎大学核兵器廃絶研究センター教授がパネリストの一人と

---

[12] 第 1 部から第 3 部までの各企画は、以下の通り。第 1 部「福島原発事故から 15 年―多様な被害をめぐる実情と課題」担当：日本環境会議、福島原発被害弁護団、第 2 部「廃炉と復興」担当：ふくしま現地実行委員会、第 3 部「検証・原発再稼働～政策と現場から見直すエネルギーの未来～」担当：原子力資料情報室、原子力市民委員会、脱原発弁護団全国連絡会

[13] Lex Mundi Nova については https://www.horizon2045.org/lex-mundi-nova を参照。

して登壇)、同 7 月 7～8 日の計 6 回、連続企画として開催された。当協会内藤副会長及び森事務局長が時差の許す範囲で参加した。

尚、2026NPT での LCNP を中心としたサイドイベントにおいて山田寿則理事（IALANA 理事）が John Burroghts 氏と懇談した際に、再び ICJ に勧告的意見を求める Back to the court の構想が語られ、今後の取組が注視される。

また 2026 年 3 月 9 日 IALANA は、声明“The U.S./Israeli Bombing of Iran Violates International Law”を発出し当協会ホームページで紹介した他、当協会発出の声明英訳を IALANA メンバーに送るなど今期も情報発信に努めてきた。

当協会は引き続き可能な範囲で IALANA への協力・連携を進めていく。

(7) 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会・核兵器をなくす日本キャンペーンとの協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会（以下 NGO 連絡会）は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動する NGO・市民団体の連絡組織である [14]。共同代表には当協会大久保賢一会長、同足立修一理事も加わり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に情報共有・意見交換を行うほか、毎月開催される定例会合には当協会の役員数名が参加している。

NGO 連絡会は、2025 年 11 月 21 日、日本被団協が呼びかけ原水爆禁止日本協議会と原水爆禁止日本国民会議とが共同運営して行った日本政府への署名提出行動に協力し、オンラインでは「＃被爆者とともに」というキャンペーンアクションを行い、当協会も 11 月 15 日総会・意見交換会時にプラカードを掲げた写真を撮影し連帯した。また、2025 年 12 月の政権幹部による「核保有検討」を示唆する発言に対し、NGO 連絡会と日本キャンペーンの連名で、非核三原則の堅持と条約署名を求める抗議・要請書を外務省・防衛省へ提出している。さらに 2026 年 10 月 8 日にも政府に対して「核兵器禁止条約参加を求める」署名を提出し、同日国会前集会も行っている。

NGO 連絡会を母体とする「核兵器をなくす日本キャンペーン」（以下、日本キャンペーン）は、発足 2 周年を迎え、以下の取組を精力的に行ってきた。2025 年 11 月には「核軍縮推進」超党派国会議員勉強会を発足させ、議員への働きかけを強めつつ、院内集会の開催や提言の提出などに取り組んできた。また 8 月 5 日には 2018 年以降重ねられてきた国会議員討論会が行われた。

この間開催されたイベントは、2026 年 5 月 23 日「あつまれ！未来のピースメーカー！in Shibuya」、同年 6 月 28 日発足 2 周年記念イベント「いま動こう、世界が崩れてしまう前に」、9 月 27 日核廃絶国際デー記念イベント「ユースがデザインする『核なき世界』～ピース・サークルを通じて国連に声を届けよう～」など。いずれもインターンやボランティアのユースが中心になって企画を成功させ、当協会も積極的に関わってきた。日本キャンペーンは、さらに「TPNW アカデミー2026」を開講し、全国各地・コミュニティで核兵器をなくす活動を展開するための人材育成の取組を広げようとしている。

[14] 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。https://nuclearabolitionjpn.com/

当協会は、引き続き NGO 連絡会と日本キャンペーンの諸活動を支え、協力・協働を進める。日本政府に TPNW 参加を促し TPNW の普遍化や核被害者救済・環境修復並びに「核兵器も戦争もない世界」の達成に貢献する機会と位置づけ、当協会も積極的に取り組む。

(8) 他団体との連携

ア 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費 1 万円を負担している。また、当協会の大久保会長（理事)、内藤副会長（理事）らが役員として活動に関わっている。

2024 年 12 月のノーベル平和賞受賞記念講演において、田中煕巳日本被団協代表委員が、被爆者の高齢化が進む中、被爆者の運動を次代につなぐ鍵として「継承する会」の名を挙げたように、これまで以上に「継承する会」との連携を強める必要が確認されている。当協会も加盟団体として引き続き「継承センター」の設立に協力していく。

イ 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

ウ 改憲問題対策法律家 6 団体との連携

改憲問題対策法律家 6 団体連絡会（以下、「法律家 6 団体」という。）は、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会の 6 つの団体で構成され、政府の違憲行為や「憲法改正」の企てに対し、協働して集会を開催したり声明を発表したりするなどの活動を行ってきた。2026 年 1 月 22 日には「高市内閣の衆議院解散の暴挙に抗議し、憲法を守り活かす政権の実現を求める法律家 6 団体の声明」を発出している。

当協会も参加団体として、平和憲法を擁護し、核兵器廃絶を目指す立場から、法律家 6 団体の取組に協力してきた。また分担金 2 万円/年を負担し財政的にも法律家 6 団体の活動を支えている。

2025 年 10 月 21 日発足した高市政権は、9 条改憲、核共有、非核三原則見直し、安保三文書前倒し改定、敵基地攻撃能力・反撃能力の正当化、武器輸出解禁など前のめりで「戦争国家」への道を突き進もうとしており、この動きを阻むために、法律家 6 団体の活動はますます重要かつ緊急性を増している。憲法の完全な実施と平和外交による国際社会への働きかけによって核廃絶を目指す立場から、引き続き連携を強めていく。

エ 創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生の当協会訪問

2026 年 8 月 20 日当協会連絡先事務所である大久保賢一法律事務所にて、ここ数年恒例となっている学生訪問を受けた。今回は学生指導教官の中山雅司教授、日本キャンペーンコーディネーター浅野英男氏も加わり、大久保賢一会長より当協会の概要とその取組、核をめぐる情勢等について報告した後、予め学生より提出されていた質問事項を踏まえた質疑応答を行い、山田寿則理事がコメントを加えた。学生らの核廃絶の実現可能性についての疑問に対し、核抑止の危険性を説得力をもって語り、学生らの興味関心に応えた。当協会は引き続き、次世代を担う学生・若者とのつながりを重視していく（後述 10 項　LEAD の発足参照)。

(9) 核フォーラム

本年の開催は以下の通り。

開催日	参加者数※（）内は申込者数	報告者並びにコメンテーター	テーマ
7月18日（2026年）	41（75）名	山田寿則 佐々木亮	核兵器のない世界へ―核不拡散条約から核兵器禁止条約へ、国際人権法の視点から

今期の核フォーラム[15]は、2026年4月から5月にかけて開催されたNPT再検討会議において、過去2回の再検討会議と同様、合意に至らなかった事態を受け、11月から12月に開催されるTPNW第1回検討会議を控えて、NPTの現状と課題、国際人権法の視点から核廃絶に向けて何が求められるのかをテーマとした。75名の申込みは過去最大といってもよく、このテーマに関する関心の高さがうかがえた。また申込者にはリピーターも多く含まれ、当協会の核フォーラムに期待が寄せられ市民の間に定着してきたことがうかがえる。参加者から寄せられたアンケート結果も好評であり、さらに13名（8月31日現在）からの後日視聴の要望に応えた。

次期も引き続き、核フォーラムは当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場と位置付け、TPNWやNPTの動向など市民社会の関心・ニーズに応えるテーマで自由闊達な議論が行えるよう工夫し、また後日視聴希望にも応えられるよう配信の品質向上を目指す。あわせて公開方法についても検討を進めつつ、当協会の諸活動を支えるために会員及び支援者を増やす機会との位置づけを明確にし、資料代及び配信手配料の支出に鑑み会員及びマンスリーサポーター（後述第15項）以外の参加者からは適切な参加費を求めることも視野に入れる。

(10) LEADの発足

2026年3月より、新たな試みとしてユースサークルLEAD（Law Equality And Democracy/ Disarmamentの頭文字）の取り組みを開始した。この間機関誌掲載インタビューなどを通じてつながりの生まれたユースに呼びかけ、反核・平和・人権に関心を寄せながら、法律を学び将来に活かすことを展望する者同士のゆるやかなつながりを目指すコミュニティとして誕生した。現在、大住事務局次長と田中事務局がサポートしながら、ほぼ月1回のペースでオンライン（ZOOM）ミーティングを行っている。

ユースメンバー各人の多様な要望に応えながら、ユースが気軽に集える場を目指す。同時に、当協会を将来的に支えるメンバー育成の場として位置づけ、組織の活性化につながるよう工夫していく。

(11) 理事会及び役員体制

[15] 内容は、機関誌『反核法律家』№128（2026年秋号）で紹介。

下記のとおり、ほぼ月 1 回のペースで理事会を開催（全体オンライン ZOOM）した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。理事会参加者が固定化してきており、引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者数	主な議題
12 月 18 日 (2025 年)	9 名	2025 年 11 月総会・意見交換会総括、12/11,12 第 67 回日弁連人権擁護大会報告、NGO 連絡会・日本キャンペーン 11/21TPNW への参加を求める署名提出集会報告、11/8IALANA Board Meeting、「原発と人権」ネットワーク会議報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、2025 年年間日程確認、外
2 月 2 日 (2026 年)	8 名	2026 年間日程と核フォーラム・意見交換会企画テーマの検討、2026NPT 再検討会議代表派遣、ICJ30 周年企画と IALANA 分担金、NGO 連絡会・日本キャンペーン報告、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会実行委員会報告、非核の政府を求める会（1/12 新春シンポ）報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、機関誌、役員体制、ML 登録、外
3 月 2 日	10 名	2/5 NGO 連絡会定例会・日本キャンペーン「2026 国家安全保障戦略への提言」報告、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画検討、核フォーラム（7 月予定）企画検討、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、財政改革提案、外
3 月 31 日	9 名	第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画、IALANA ・ICJ30th ウェビナー企画、NGO 連絡会・日本キャンペーン報告、核フォーラム（7 月予定）企画、3/26 法曹めざすユースの会（名称 LEAD）第 1 回打合せ報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、Appeal AGAINST nuclear weapons in Finland の要請、財政改革、HP 新設ページ、外
4 月 22 日	8 名	LEAD 報告、NGO 連絡会・日本キャンペーン報告、財政問題検討（マンスリーサポート制度の活用、機関誌コスト削減）、核フォーラム（7 月予定）企画、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
5 月 18 日	8 名	LEAD 報告、核フォーラム（7/18）企画準備、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画、NGO 連絡会・日本キャンペーン報告（6/28 日本キャンペーン発足 2 周年記念イベント）、2026NPT 再検討会議について、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、機関誌デジタル化にかかるアンケート検討、外
6 月 15 日	9 名	核フォーラム（7/18）企画準備、NGO 連絡会定例会・総

		会・日本キャンペーン報告、財政改革問題（マンスリーサポート制度の活用、機関誌デジタル化移行の検討）、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画、LEAD 報告、IPPNW から公開書簡への IALANA 共同会長による賛同要請、IALANA 及び LCNP による ICJ30th ウェビナー報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
7 月 15 日	8 名	核フォーラム（7/18）直前準備、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画、NGO 連絡会定例会、6/28 日本キャンペーン発足 2 周年記念イベント報告、11/22（日）総会・意見交換会準備、LEAD 報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、マンスリーサポート制度の活用、機関誌デジタル化移行に関するアンケート結果、外
9 月 7 日	9 名	核フォーラム（7/18）総括、11/22（日）総会・意見交換会準備、NGO 連絡会定例会・日本キャンペーン報告、第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）第 4 部企画、LEAD 報告、組織拡大・財政改善提案、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
10 月 5 日	11 名	第 7 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会（9/26,27）全体及び第 4 部報告、11/22（日）総会・意見交換会準備、NGO 連絡会定例会・日本キャンペーン報告、組織拡大・財政改善提案、TPNW 第 1 回検討会議代表派遣、LEAD 報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
11 月 9 日	8 名	11/22（日）総会・意見交換会準備、TPNW 第 1 回検討会議代表派遣、NGO 連絡会定例会・日本キャンペーン報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外

次期も引き続き毎月理事会を開催し、参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoom システムを活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。退任する役員の補充に注力する。

(12) 機関誌『反核法律家』の発行

今期発行した『反核法律家』の主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
125(2025 冬)	2025 総会決議／日弁連第 67 回人権擁護大会プレシンポ「核抑止に未来はあるか―被爆の実態と国際法から問い直す」埼玉弁護士会企画報告／日本政府の核兵器観の変遷
126(2026 春)	2025 総会議事録・意見交換会「2026 年核廃絶に向けて市民社会の課題は何か―北東アジアの視点から考える」討論要旨／核抑止論について考える―国際法と「長崎的リアリズム」の視点から／「第四の被曝」の真相解明を―ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ、そして／「被爆 80 年人材育成特別プログラム」に参加して

127(2026 夏)	「力による支配」から「法の支配」を取り戻す／核兵器廃絶の議論をめぐる一考察／人間と核の関係を考える―核兵器も原発も拒否するために／核禁条約富山の会の取り組み
128(2026 秋)	核フォーラム「核兵器のない世界へ―核不拡散条約から核兵器禁止条約へ、国際人権法の視点から」／核軍縮における分断を超えて：アレクサンダー・クメント大使インタビュー（上）／ヒバクシャを生まない世界を―「第四の被曝」を考える講演のつどい／ビキニ被ばく船員訴訟／抑止力論は憲法 9 条に適合するか―「恐れ」を武力による威嚇へ転化しない安全保障のために

この間機関誌では、年 4 回の発行を通じて、核をめぐる最先端の議論を会員及び市民社会に紹介してきた。しかしながら紙代・印刷代・郵送費の高騰により、冊子のスリム化と発行部数の合理化が求められている。そこで、紙媒体で発信すべき情報を厳選し、デジタルで発信可能な情報は、ホームページでの発信をすすめる。例えば、この間ユースとのつながりを深めるため「ユースに訊く・ユースと語る」をシリーズ化して掲載してきたが、128 号以降はホームページに新設した「LEAD」ページ[16]で紹介することとした（冊子のスリム化）。あわせて、今後は配布方法についても見直し、機関誌そのものをデジタル配信に切り替えること（発行部数を抑えコストを削減）を検討すべき時期にきている。今期、会員読者に対し、機関誌配布方法についてのアンケートを行ったところ、デジタル版での受取を希望する声が冊子体裁での受取を希望する声を上回った。同時に、送料負担があっても冊子体裁での受取を希望する声もあった。今後は、冊子体裁の PDF をデジタル版として配信することが想定されるため、冊子体裁を廃止することなく発行部数を可能な限り減らすことを提案する。今期 9 月末刊行時に、個別会員に冊子とデジタル版とどちらの配布・配信を希望するかを確認する書面を送付した。今後、デジタル版配信を希望する会員への配信方法について検討する。

今後も機関誌が、会報としての役割と当協会のプレゼンスを市民社会に示す役割とを果たせるよう、発信情報を厳選しクオリティの高い内容を配布・配信できるよう努める。

(13) ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく発信することに努め、当協会と IALANA の声明・企画・機関誌刊行などはその都度迅速に発信してきた。引き続き原爆裁判・下田判決への市民の関心は高く、学校教員から原爆裁判の模擬裁判化について問い合わせがあるなど、アーカイブは市民社会の評価を得ている。

今期、ホームページ上に、上記 10 項「LEAD」のページ及び「寄付・支援のお願い」ページを新設し、これらのページの積極的活用が求められている。

[16] 第 10 項及び第 15 項参照。

次期も反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫するとともに、Facebook をはじめとした SNS やイベントの見逃し配信（動画視聴）等により、情報発信力を強化する。

(14) メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 194 名（2026 年 10 月 31 日現在、前年同期 179 名）にまで拡大した。この間、理事会の案内・報告等にメーリングリストを利用してきたが、郵便料金・紙代・印刷代等種々の値上げによる財政上の負担も大きくなっている状況に鑑み、紙媒体による連絡方法をできる限り減らし、総会議案書等の資料の配布は前期よりメーリングリストでの配信に統一した。さらに、メーリングリストを、情報告知板にとどめず、会員相互の情報提供や意見交換の場として有効に機能するよう工夫していく。機関誌デジタル版配信への移行を進めるためにも、全会員にメーリングリスト登録を促す [17]。

(15) 財政基盤の抜本的強化―会員拡大とマンスリーサポート制度の活用、並びに収支の改善

ア　会員減少傾向を拡大に転じる

当協会の会員数は約 230 名（2026 年 10 月 31 日現在）を数えるが、会員の高齢化や逝去によるやむを得ない退会に比して、新たな入会者が少ないため依然減少傾向にある。今期新たな入会者 5 名に対し、退会者は 10 名にのぼった。当協会の役割を果たすために、また会費収入の確実な増加を図るために、会員拡大の努力は必須である。核兵器廃絶と被爆者援護、脱原発の取組に関心あるすべての法律家に積極的に呼びかけると同時に、将来世代への働きかけを強め（10 項 LEAD 参照）、活力と魅力あふれる会活動を展開する。

イ　マンスリーサポート制度の活用

昨年総会において当協会が非営利団体であることを明記した会則に改定し、オンライン寄付システム（株式会社 STYZ によって運営される Syncable）を導入することを決定した。今期その本格的な運用を目指し、これまでの機関誌贈呈先対象者に、継続的支援（マンスリーサポート）の呼びかけを行ったり、イベントの機会に依頼したりするなどの取組をしてきた。結果、今期 Syncable を利用した継続的支援・単発的支援者として数名を得た。しかし、本格的展開にはほど遠く、認知度の低さやクレジット決済への抵抗感など乗り越えるべき課題は多い。支援方法の選択肢を柔軟にし、キャンペーン展開などを通じて広げていくことが求められる。

この間理事会の議論で会員とマンスリーサポーターとの位置づけを整理し、それぞれの立場から当協会を支えるために力を貸してもらうことを確認した。とりわけマンスリーサポート制度は、被支援団体に共感を寄せる身近な人々からの支援割合が高いという傾向に鑑み、当協会の諸活動を支持する既知の関係者に、個別に依頼していくことが重要になる。

---

[17] メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えて下さい。
E-mail : jalana.office@gmail.com

ウ　収支の改善

この間、毎期の単年度収支は赤字であり、繰越金の組入れによって支出を補う状況が続いており、財政状況は深刻である。当協会の財政状況を改善するには、必要な活動を縮小減退させることなく、不要な支出を抑えていくことが求められている。

例えば、12 項記載の通り機関誌掲載情報を厳選しスリム化を図り、あわせてデジタル版への移行を進めて発行部数を抑制し配送料を削減することや、14 項記載の通りメーリングリストへの会員登録を進め総会議案書等連絡事項についてはメーリングリストでの配信に切り替えるなどの工夫を始めている。

当協会は、オンラインシステムの普及に伴い複雑さを増した事務局業務のデジタル関連・配信等の業務につき、（一社）かたわら（代表者代表理事　高橋悠太氏）との間で業務委託契約を結び、社会全体のデジタル化の流れに対応してきた。そのために必要な経費は確保し、あわせて財政における旧弊を見直し、収支の改善を図ることを確認する。

III. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	大久保　賢一	埼玉	弁護士	
副会長	足立　修一	広島	弁護士	新任
副会長	内藤　雅義	東京	弁護士	
副会長	成見　幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原　精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	森　一恵	三重	弁護士	
事務局次長	大住　広太	広島	弁護士	
理事	愛須　勝也	大阪	弁護士	
理事	梓沢　和幸	東京	弁護士	
理事	池上　忍	広島	弁護士	
理事	井上　正信	広島	弁護士	
理事	浦田　賢治	東京	学者	
理事	太田　茂	東京	弁護士	
理事	萱野　唯	東京	弁護士	
理事	君島　東彦	京都	学者	
理事	佐々木　猛也	広島	弁護士	IALANA 共同会長
理事	佐々木　亮	東京	学者	
理事	笹本　潤	東京	弁護士	
理事	椎名　麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤　昭治	東京	弁護士	
理事	徳岡　宏一朗	東京	弁護士	
理事	中川　重徳	東京	弁護士	
理事	西山　明行	千葉	弁護士	
理事	水谷　敏彦	富山	弁護士	
理事	村山　志穂	埼玉	弁護士	
理事	森　孝博	東京	弁護士	
理事	安原　幸彦	東京	弁護士	
理事	山田　寿則	東京	学者	IALANA 理事
監事	岡部　素明	埼玉	税理士	
事務局	田中　恭子	埼玉	専従	
事務局	遠藤　あかり	山形		

2026.11.22　高崎暢　副会長退任